

浮動株比率の定期見直し延期に関する指数コンサルテーションの実施について

株式会社東京証券取引所（以下、「東証」）は、TOPIX等の指数算出に用いる浮動株比率について、下記のとおりその定期見直しの延期を提案するべく、指数コンサルテーションを実施します。

記

1. 提案の背景

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年4月17日に金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下、「内閣府令」）が公布され、2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書や四半期報告書等に関し、その提出期限が一律に2020年9月30日まで延長されることとなりました。

TOPIX等の指数算出に用いる浮動株比率は、有価証券報告書等の上場会社公表資料に基づき、下表のとおり、決算期ごとに各銘柄年に1回の定期見直しを実施しています。

（表）定期見直しにおける決算期、公表日及び実施日の関係

<株式>

決算期	公表日	実施日
1～3月決算	10月第5営業日	10月最終営業日
4～6月決算	1月第5営業日	1月最終営業日
7～9月決算	4月第5営業日	4月最終営業日
10月～12月決算	7月第5営業日	7月最終営業日

<REIT>

決算期	公表日	実施日
（決算期による区別なし）	7月第5営業日	7月最終営業日

2. 提案の内容

内閣府令の施行を受け、本年10月最終営業日に実施予定の1～3月決算期決算会社に係る株式の浮動株比率の定期見直しについて、以下のとおり公表日及び実施日の変更を提案します。

(1)対象銘柄

2020年1月から3月までに決算期末を迎える株式を対象とします。

(2)変更内容

	変更後	変更前
公表日	2021年1月8日(金)	2020年10月7日(水)
実施日	2021年1月29日(金)	2020年10月30日(金)

※上記の変更に伴い、2021年1月29日(金)は通常の2020年4~6月期決算銘柄に加え、2020年1~3月期決算銘柄の定期見直しを行うこととなります。

※なお、REIT及び上記以外の期間に決算期を迎える株式については変更ありません。

3. 今後の日程及び手続き

日程	手続き内容
2020年5月8日(金)～ 2020年6月7日(日)	指数コンサルテーションによる意見の募集 ・意見の募集は、JPXウェブサイトから行います。提出の際には、(1)氏名、(2)職業、(3)提出者の属性及び法人・団体等の名称、(4)連絡先(電話番号、メールアドレス)、(5)案件に対する意見を明記してください。
2020年6月22日(月) (予定)	指数運営会議における最終的な意思決定 ・東証は、提出された意見を考慮して指数運営会議にて最終的な意思決定を行います。最終的な施策については、JPXウェブサイトにおいて公表します。

以上